

「健康日本 2 1（第二次）」の計画期間延長に伴う
「健康ちば 2 1（第 2 次）」の計画期間延長について

本計画は、国の健康増進計画「健康日本 2 1（第二次）」と連動しており、平成 2 5 年度～令和 4 年度までの計画期間であったが、令和 3 年 8 月 4 日付の国の告示により「健康日本 2 1（第二次）」の計画期間が 1 年間延長され、令和 5 年度までとなったことから、「健康ちば 2 1（第 2 次）」についても令和 5 年度まで計画期間を延長することとしたい。

1 国の「健康日本 2 1（第二次）」の計画延長について

(1) 計画期間の状況

- ・「健康日本 2 1（第二次）」の当初計画期間
平成 2 5 年度から令和 4 年度までの 1 0 年間
- ・関連計画の計画期間
医療・介護を含めた総合的な取組を行うことが可能となるよう、平成 3 0 年度より医療費適正化計画、医療計画及び介護保険事業支援計画の見直しの時期が一致させられており、令和 6 年度から次期計画期間が開始される。

(2) 計画期間延長の趣旨

- ・自治体と保険者で一体的に健康づくり政策を運用するため、次期「健康日本 2 1」を、医療費適正化計画、医療計画及び介護保険事業支援計画との計画期間と一致させることを目的とし、健康日本 2 1（第二次）の期間を 1 年間延長する。

(3) 改正の内容

- ・「健康日本 2 1（第二次）」の改正後の計画期間
平成 2 5 年度から令和 5 年度までの 1 1 年間
- ・「健康日本 2 1（第二次）」に掲げる各目標に係る年及び年度については、計画期間の延長に伴う変更は行わない。

(4) 次期計画策定スケジュール

- ・令和 3 年 6 月頃から最終評価を行い、令和 4 年夏頃を目途に報告書を作成
- ・令和 4 年夏頃より次期「健康日本 2 1」について議論を開始し、令和 5 年春を目途に次期「健康日本 2 1」を公表
- ・令和 5 年度に都道府県計画策定期間を設け、令和 6 年度から次期計画を開始
- ・次期「健康日本 2 1」の計画期間は、医療費適正化計画等、関連計画の計画期間を考慮のうえ設定

2 「健康ちば21（第2次）」の計画延長について

(1) 計画期間の状況

- ・「健康ちば21（第2次）」の当初計画期間
平成25年度から令和4年度までの10年間

(2) 関連計画との状況

- ・国と同様に、平成30年度より県の保健医療計画や医療費適正化計画等の見直しの時期が一致させられており、令和6年度から次期計画が開始される。

(3) 計画延長の趣旨

- ・「健康ちば21（第2次）」は、健康増進法第8条等により国の基本方針を勘案し、策定・改定されるものであり、「健康日本21（第二次）」と同様に、関連計画期間と一致させることを目的とし、健康ちば21（第2次）の期間を1年間延長する。

(4) 改正の内容

- ・「健康ちば21（第2次）」の改正後の計画期間
平成25年度から令和5年度までの11年間
- ・各目標に係る年及び年度については、「健康日本21（第二次）」に合わせ、計画期間の延長に伴う変更は行わない。

(5) 次期計画スケジュール

- ・令和5年度 「健康ちば21（第2次）」の最終評価及び次期計画の策定

○主な関連計画の計画期間

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
健康日本21(第二次)	H25~R4										計画延長	
健康ちば21(第2次)	H25~R4										計画延長	
県保健医療計画	H23~H29				H30~R5							
県医療費適正化計画	H25~H29				H30~R5							
県がん対策推進計画	H25~H29				H30~R5							
県高齢者保健福祉計画	H24~H26	H27~H29			H30~R2			R3~R5				
県歯・口腔保健計画	H23~H29				H30~R5							

参考) 計画の位置付け

- ・健康増進法第8条

「都道府県は、基本方針（国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針）を勘案して、当該都道府県の住民の健康の増進に関する施策についての基本的な計画（都道府県健康増進計画）を定めるものとする。」

- ・国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針（厚生労働省告示第430号）第3の2の2

「都道府県健康増進計画の策定に当たっては、都道府県が策定する医療計画、医療費適正化計画、介護保険事業支援計画、がん対策推進計画その他の関連する計画との調和に配慮すること。」

- ・国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針（厚生労働省告示第430号）第3の2の5

「都道府県は、国の目標の期間を勘案しつつ、一定の期間ごとに計画の評価及び改定を行うこと。」

各
〔都道府県知事
市町村長
特別区区長〕
殿

厚生労働省健康局長
(公印省略)

「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針の一部を改正する件」及び次期健康増進計画策定作業等について（通知）

「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針の一部を改正する件」（令和3年厚生労働省告示第302号）が本日告示され、「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」（平成24年厚生労働省告示第430号。以下「健康日本21（第二次）」という。）が改正された。

また、健康日本21（第二次）の最終評価及び健康日本21（第二次）に続く次期国民健康づくり運動プラン（仮称）（以下「次期プラン」という。）に係る検討の今後の進め方については、別添1のとおりであり、厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会です承を得ているところである。

健康日本21（第二次）の改正の内容及び次期プランを勘案した健康増進計画の策定の進め方は下記のとおりであるので、関係団体、関係機関等に対する周知をお願いするとともに、健康増進計画の実施及び次期健康増進計画の策定作業を進めていただくようお願いする。

記

1. 改正の趣旨

健康増進法（平成14年法律第103号）第7条第1項の規定により厚生労働大臣が定める国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針（いわゆる健康日本21（第二次））については、令和4年度末までの期間を設定して国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な事項を定めているものである。

令和3年1月21日に開催された第43回厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会において、自治体と保険者による一体的な健康づくり政策を実施するため医療費適正化計画等の期間と健康日本21（第二次）に続く次期プランの期間とを一致させること等を目的とし、健康日本21（第二次）の期間を1年間延長することが了承された。

2. 改正の内容

「平成 25 年度から平成 34 年度まで」とされている健康日本 21（第二次）の期間を 1 年間延長し、「平成 25 年度から令和 5 年度まで」とすること。ただし、別表第 1 から第 5 までに掲げる各目標に係る年及び年度については、健康日本 21（第二次）の期間の延長に伴う変更は行わないこと。

3. 次期国民健康づくり運動プラン（仮称）を勘案した健康増進計画の策定作業等

別添 1 及び別添 2 に記載のとおり、健康日本 21（第二次）は 1 年間延長するとともに、令和 4 年（2022 年）夏頃を目途に最終評価の報告書を作成し、令和 5 年（2023 年）春頃を目途に次期プランを公表することとしており、令和 6 年度（2024 年度）から実際に次期プランの開始を予定している。

次期健康増進計画については、次期プランを勘案して定めることとなることから、令和 6 年度（2024 年度）の次期プランの開始に合わせて計画期間を開始できるよう、次期プランが公表され次第、令和 5 年度（2023 年度）中に次期健康増進計画の策定の準備を進めていただきたい。

また、現在実施している健康増進計画については、健康日本 21（第二次）を勘案して延長する 1 年間（令和 5 年度（2023 年度））は、例えば令和 4 年・令和 4 年度を目標期間として設定している場合も改めて目標を再設定する必要はなく、従前より設定している目標の達成に向けて取組を継続していただきたい。

次期国民健康づくり運動プランの策定期間及び今後の検討の進め方（案）

1. 現行の計画期間

健康日本 21（第二次）の計画期間は、2013 年度から 2022 年度の 10 年間とされている。

2. 医療費適正化計画等の計画期間

医療・介護を含めた総合的な取組を行うことが可能となるよう、2018 年度より医療費適正化計画、医療計画及び介護保険事業支援計画の見直し時期が一致させられており、2024 年度から次期計画期間が開始される。

3. 検討の進め方

自治体と保険者で一体的に健康づくり政策を運用するために、上記計画と次期国民健康づくり運動プラン（次期プラン）の計画期間を一致させる。また、次期プランの策定後に都道府県等での計画策定のため 1 年程度の時間を確保することとしてはどうか。

具体的には、以下の対応とする。（別紙）

- ・ 2021 年度中に、厚生労働省告示を一部改正し、健康日本 21（第二次）の計画期間を 1 年間延長し、2013 年度から 2023 年度の 11 年間とする。
- ・ 2021 年 6 月頃より健康日本 21（第二次）の最終評価を行い、2022 年夏頃を目途に報告書を作成する。
- ・ 2022 年夏頃より次期プランについて議論を開始し、2023 年春を目途に次期プランを公表する。
- ・ 2023 年度に都道府県等が健康増進計画を策定する期間を設けた後、2024 年度から次期プランを開始する。医療費適正化計画等の計画期間を考慮の上、次期プランの計画期間を設定する。

次期健康づくり運動プランの検討スケジュール(案)

(別紙)

